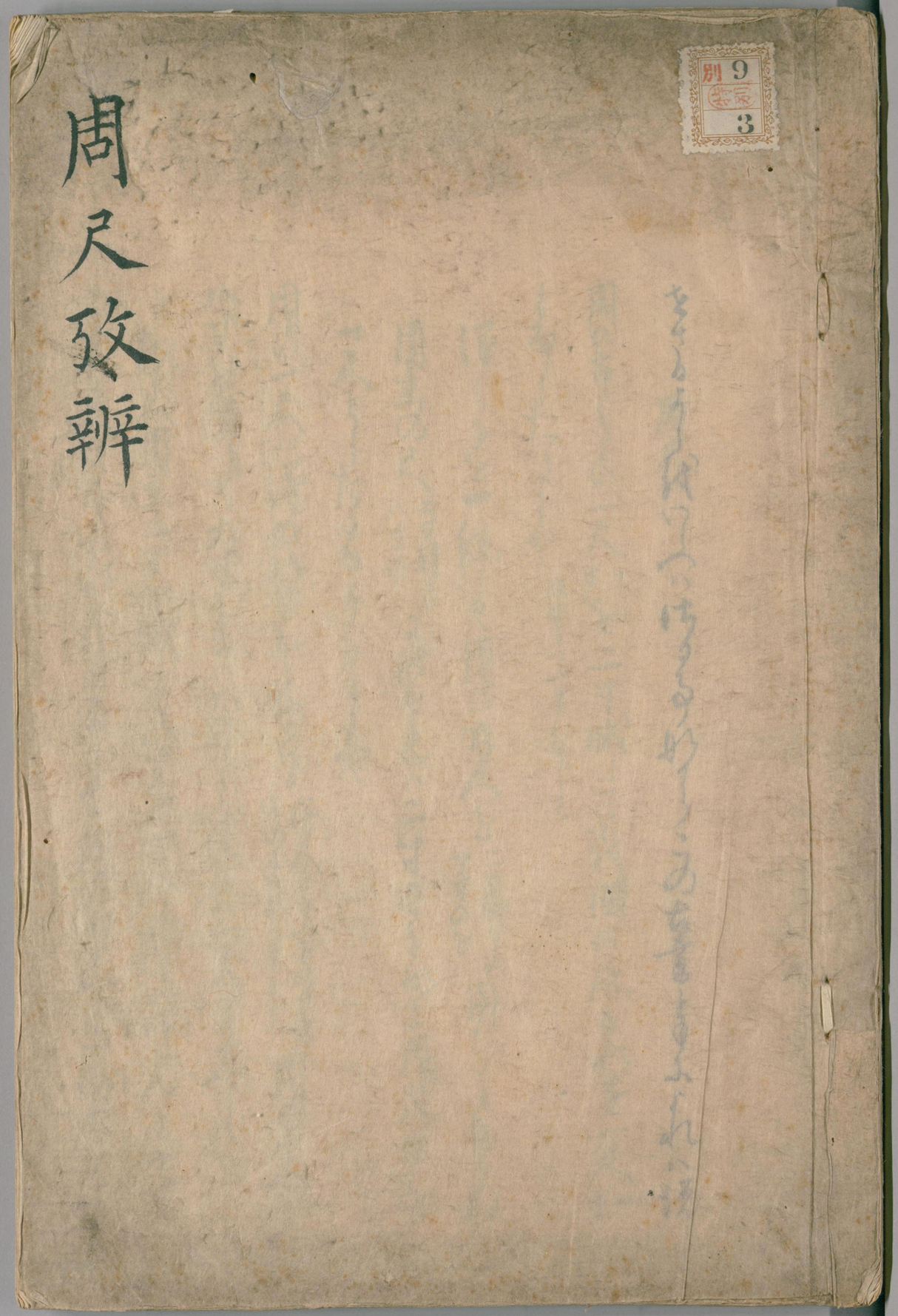
周尺攷辨

別9
3

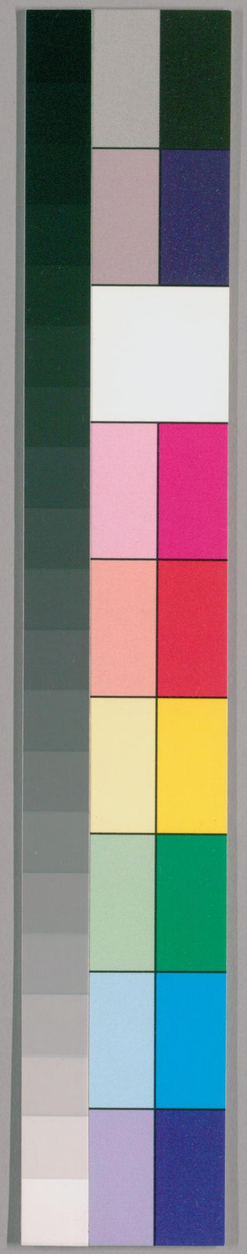

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号 本別9-3

ガラス使用

周尺

周の古ものの一尺寸を二寸減して、戦国の頃の
ものと一尺寸ハ
九寸ともいふ事なりて
通ずるを一統して周の古ものと二寸減るを周尺
周尺の尺、二寸縮きハすの
一尺ともいふ事也。二寸をもつて周ハ八寸を
周の一尺ハ通ずるものハ素のハすの
八すを限りて九すと云ハなり
たゞ人周尺二すを減して八すを一尺をあたんと十寸
あるよりまりて周の時代の二尺あるよう

柏亭信輔氏寄贈

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3

ガラス使用

帝國圖書館藏

周尺攷

周の尺劉歆の尺と同じと云ふ說あれども今の曲尺七寸六分餘長きよし鄭玄も云へり（案て周の考工記に）

（一法度衡石丈尺）

制定まりて後は（一始皇紀二十六年）

を一統して第一制度改むるに（一法度衡石丈尺）

つゝん始皇紀二十六年

一法度衡石丈尺

今尺の二寸餘長きなり（案ずるに）戰國の時は周尺と秦尺と

才の倫云ふ如きものゝ名あれども（一說文）

一ハ腕のあひだ左右各尺二寸を尋と云ふ（一說文）

まゝを尋と名づけ（一說文）

武云ふはやくあるなどを思へば（一說文）

尺あり（一說文）

（一說文）

（一說文）

尺ありしなり（案ずるに）

（一說文）

（一說文）

（一說文

の制を周備ならしめ、
おもてこれを用ひ又天子六馬を乗
ることのみ考へ又漢の初つかた十月を歳首とするの
類すべてふるきに
みちびくまゝに
さて事人のつかふ物を乃ち
の上ならば漢の初つかたを称するも
いつまでも用ひ
ふたつの歴を並用
ひとつの歴をこのみなれもかくもあ
んを物はせを減ずる
とりて
官数ある漢律暦志
一歳ごとに
よりてこれを
いつまでも用ひ
ふたつの歴を並用
ひとつの歴をこのみなれもかくもあ
んを物はせを減ずる
とりて官数ある漢律暦志
一歳ごとに

めてきもその一つより人ごとに人を用ひ
漢史食貨志
一年三百の禄ごとに銭の任を何程といつて即
け時剋ごとに定めるごとくして
一日いくら漢毎の物もおよそ
くいくらかと又官租以
も三百日ていすべての人を
用ひなくてまた事ごとに
たゞ人のいつまでもそれ
ぎれないくらいの
ごとくするなどいふ
ごとくするなどいふ

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

王莽より前の秦制の如きは
いつてもよい
只かゝる一掃するねと劉歆
王莽にかゝるさせるるるん
さて漢律令は元始中に
おまとめの
沿革はいたし
刑人とつての隋をさす
奏をされたこの人のの後漢
制度などいたしそれよそ
人を作りたるなる歌
すて國用すなの人を
刺の或るたるねいうかいた
し八すの人を用ふるなきる

清の沈
刻欽瀚
文で周人漢志劉歆人後漢
この後人なの漢の人といた
刻度たるいなきれる名目を
漢の初人いたそよさ
作りたるなる歌
國用すなの人を
刺の或るたるねいうかいた
し八すの人を用ふるなきる

清の沈形周官禄田考院元結を両漢
の制度たちの周とのとり生活
漢建武前人著者人著ものり
れ用ふのまとを用ひる
ものとるや志ふ劉歆の
なり制ふるねと
前漢は用ひる
建武
前漢は用ひすの人
作りたるなる歌
國用すなの人を
刺の或るたるねいうかいた
し八すの人を用ふるなきる

これ他の一なて劉歆
周術しるんと他のるりる
二一掃の人るんよいうの王莽
名目あるき現な
孫章帝の時王他
王莽より後ハ孫千用人を
後漢をまるく隋志を
或人口章帝の時班昭
よいうさまて光武より章
光武の時初人を
うるようて為也
章帝人王莽つまて
たる後漢をいて
ぬをあやしき

詳るる武帝より秦始中前
闘のおのをく初く周人を
のようて人を
のまるよう
也検漢志人経世所用罪
```

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3

ガラス使用
```

文政庚寅六月九日岡本保孝識

又一つの説

王莽の尺如周尺となれるの
時勘おほくあるをて西京雑記
に用ひる尺を考定して異称
なるべしといへる事拠とす
用ふるをやうやくたるものゆゑ
すべて尺に歳月経るまゝ
王莽の時これを尺をいふなるは必莽制の尺を称なぶ

魏杜夔ら尺も用ひ
芽の尺を用ひよるゝ晋律尺
て用ひようゝ
夔の尺をいひ
とゝいさゝ
のみの説をたてするの
齋ゆゑ
のおの
尺とゝふたて
ふを用ひ事もありやうんと
いてよりけりさまてこは
倣てるんといはさるものゆゑ

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3

ガラス使用

いさゝか短くなりたんと称する周尺は漢尺より二寸短うしてほゞ漢尺の九寸の長さにおよびたるが故に古尺は周尺の長さにおよびたるが故に古尺は

礼記王制古者以周尺八尺為步今以周尺六尺四寸為步
之解之云二說皆以周尺為說而其實不同
きりと定めて言ゆるゆる又云ふ六尺四寸は戚咲の尺
わるよりして歩数のことはるりと解してよう人の
是代のて云ふよい言うわるとなはすまて三歩
台の歩代を細よいをも一歩一歩を丸て云ふことたと一
歩のもさを右手よりて左手まで大方ものて
るかて妨りるとしけ要る説服わりて教もあるよ
他年の人の説よい引ありるう
同郷江周尺之數未詳開也按礼制周猶以十寸為尺蓋六

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号 本別9-3
ガラス使用

國時多變亂法度或言周尺八寸
周末以下皆以一尺二寸爲度
如商鞅度秦孝公以周尺爲度
之類周末皆以周尺爲度
後漢
大戴禮王言第十知人 孔子語 家語王言解同
說文之尺部中婦人手長八寸謂之咫周尺也
周尺也 こゝまで一こと
その八寸なるものを
周尺今以周人之周尺八寸之周人之一尺
注曰夫布帛之幅二尺二寸
一尺を解して注の如くいへり

こゝまでの間孔子の對語なり
いまだ一尺と云ふの出ず
誤なり 戰國の初
の際 こゝまでの間なり
の大戴禮も孔子の語を記せしまゝの
なり
隋律歷志 周尺

その人八今の尺ニて
尺四

同殷玉裁注鄭意八寸為尺周末始有之與許說異然許亦曰
諸侯力政分為七國田疇異畛車塗異軌律令異法則其說亦
未嘗不合也左傳天威不違顏咫尺咫尺並言不云二尺也國
語列子賢言其長尺有咫亦不言其長二尺也是可證周末嘗
八寸為尺矣

鄭玄許慎之說實多牴牾
云以許會鄭說文之所
際ふいりて孫すて

きるよう成り二ハ古事
說文を駁するよふ
てくるのもの文の周尺
る者頗すくものる
說文卷十夫部周制八寸為尺十尺為丈人長八尺故曰丈夫
ふくる云八すれハ尺も漢の尺周尺二すもて
ふくる者ハ人すもの
ふりの漢尺ハ周の古尺
八丈夫の詞をいふよう
まふしハ丈夫ハ古武士
虎の詞もあり管子曰
等よあるを

定八年
公羊陽

禮記
文漢古の書ふふ
ふ

日段玉裁注人長八尺見考工記
古者人の長さをもって人の体をもって尺となすという
説文序が為七國田疇異畝車涂異軌律令異法
衣服異制言語異聲文字異形という
十寸を一尺とし六國の時八寸を一尺とする
ゆえに玉裁これを周尺に対して古尺という
いうまで誤りこの異なり

たるものなり
白虎通夏法日數十也日無不照一作日所照無所不至尺所度事所
不極故以十寸為尺殷法十二月言一歳之中無所不成故以
十二寸為尺周擴地而生地者隣(陰)也以婦人為法婦人大率奄
八寸故以八寸為尺今本缺杜氏通典引殷玉裁説文処字
注文を按奄字未詳疑是手之誤字
この説もその筆周の尺は
て許も鄭もまた他の古書もあい乖違するものあり
のまの注も妨げはなし許の八寸と一尺
なるものとなすべし
蔡邕獨断夏以十三月為正十寸為尺律中大簇言万物始

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号 本別9-3
ガラス使用

簇而生故以為正也般以十二月為正九寸為尺律中大簇言
陰氣大勝助黃鍾宣氣而万物生故以為正也周以十一月為
正八寸為尺律中黃鍾言陽氣踵黃泉而出故以為正
白虎通云周尺誤矣 [illegible]
たるといへり物説に一寸つゝの長短のまゝ説れ事よりて
孝工記 人長八尺
人の長けたりて八尺をいふ漢人の説に一周尺たしと一周尺
周人より二寸をまし尺と一周尺たしと一周尺
周人にて十人ありこれまた夫とりて調合するより考

二説共事ありてをのゝ漢氏孔氏ともいへり
ゆへ漢人のまゝ説にしたがふ
黃帝筭法勿論孟文呂氏上農云云古尺云云
以八尺といふは漢の古尺にて書
まもありと乃て淮南精神門氾論門脩務訓等
文字皆七尺とあり又漢人の八尺とある淮南天文
夫論十利論衡祀義説文段注おのれ漢の尺八周
より二寸長さふ人のもの説にしたがひて八尺をいふ
といへり周用人にて七尺に漢人のも
長きのきはまりて周人にて七尺に漢人のも

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

尺六寸その中人の長九尺六寸
わるものにて考工記に載せられた人の長
さのきはまりをもていうにあらず
文論語の書中の原文をひきてこれを用
ゐきたるはおのおの尺といふものそれ
ぞれ各人の長のなにほどなるをいふ
夫といふ詞あるにより八尺をそれ
とおもふは誤なり荷の畏るの語若の
ごとくに又ひろき男の長八尺今の
尺六寸ばかりなるは実に挟人ともいふ

あまたこの詞もなく漢人の
書ならねどなほいふ詞なんぞそれ妨
ひろき男ともいふべし到女侍るにいふ
又孔叢子に射義を引て長八尺
陳澔の注にも長八尺ありて人ながら
たてなるものへいふにあらず尺ありて人
をいふべくもあれどこれは仮設の
孟子告子下文王十尹湯九尺人今文九尺四寸以長
この文勢いづれをもとりけるまでをもて
ほのて言間の時八寸の尺をもて九尺四寸以中人の長
りめるもしくいひ出るまでを

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

史記孔子世家孔子長九尺有六寸人皆謂之長人
孔子家語
困誓篇孔
子適鄭与弟子相失獨立東郭門外或人謂
子貢曰東門外有一人焉其長九尺有六寸
孔叢子嘉言夫子適周見萇弘言終退萇弘語劉文公曰
観孔仲尼之長九尺有六寸成湯之容體也
これ孔子の時の人の尺度は漢人の尺
度なり漢人のそれは周人のそれの
当時の制よりすこぶる短かくなりたるなり
おもうに世数の多きの
尺者尺と記者の初よりこれを用いつることなり
漢人の九尺六寸とそいわゆるたけ六尺也

の長さの事なり

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

周猶以十寸為尺

周礼玉人　桓圭九寸　躬圭九寸

左氏僖九年　天威不違顔咫尺

魯語下　楛矢貫之石砮其長尺有咫

礼記檀弓上　椁以為棺長尺而總八寸　鄭注總束縫垂為飾

列子湯問　人長九寸　孔叢子陳士義孔子順對魏王其事同

墨子備地　長二尺八寸　長尺八寸

僕度考附録ノ作リテ吾友況齋岡本君保考ニ斧正ノ請シ

ニ周尺考ノ作リテ示サル其說ノ大要古ヨリ秦ノ初テ

所謂周尺ヲ用ヒ来リシニ始皇ノ時制ヲ改メテ長尺ヲ用

ヒ漢ハユレニ依リシヲ王莽古ヲ好シ故周ノ舊ニ復シメ

リト云ヘル考ナリ

王莽カ尺愚考曲尺七寸六分ナリ然ラハ周尺モ七寸

六分ナルヘシ。考（岡本君ノ）ニ周尺八寸トハ漢ノ長尺ヨリ云ヘ

ル言トセラレメレハ周尺ニテ漢尺ヲ計リメラン

ハ一尺二寸五分ニテ曲尺ノ九寸五分ナリ

愚按スルニ王莽古ヲ好ミ策文ナトモ尚書ノ文ヲ擬シナ

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号 本別9-3

ガラス使用

トセシカトモ漢ノ制度ヲ改ムルニハ至ラサリシナリモ
シ改メタランニハ漢志ニ其事ヲ記スヘキニ其事無キニ
テ改メサリシヲ知ルヘシ漢ノ時長尺ヲ用ヒシヲ
王莽カ周ノ舊ニ復シタランニハ量稱モイカテ周ノ舊ニ
復サヽルヘキ然ルニ王莽カ時量ヲ古ノ如ク豆區釜鍾ナ
トヲ以テハ量ラス稱ヲモ溢鋝錄ナトヽ云ハサレハ漢ノ
量稱ニ從ヒテ古ニハ復サヽリシナリ王莽古ヲ好ミシ故考
嘉量ヲ作リシカ氏其容受ハ漢ノ工記ノ嘉量ニ倣ヒテ
テモ諸事古ニ倣ヒナカラ漢ノ斛升升合龠ナリシヲ以
ヘ然ラハ前漢ノ時泰ニ曰循シテ制度ヲハ改サリシヲ見ル
シ用ヒ來リシ長尺ヲ王莽
カ周ノ舊ニ復シタリト云フ說ハ信シ難シ是ハ劉歆カ尺
ニヨリテ劉歆カ尺ヲ造リシフアルヘシト思ハレタトヒ
タルナラン劉歆カ尺ノフハ後ニ云フ後ヽシ
王莽制ヲ改メタリ氏光武コレヲ亡シテ漢ノ制度ニ改メ
スシテアランヤ劉歆カ銅斛尺ト建武ト同シ
ノ銅尺ト其長サ同シ
ラハ後世出サルフモアルヽシクモ書傳ニモ書キ載スヘキ
ニ絶テ其事見エサレハ此說スヘテ據リ難シ凡尺ハ少シ
ノ訛替ハアルヘケレ氏周ノ時ヨリ後漢マテモ同シカリ
シナルヘシ強テイハヽ唐宋マテモ同シカリシト云フヘ
レハナリ但周ノ末各國制度ヲ異ニセシカハ周ノ八寸ヲ一尺
トセシ國モアルヘケレ又古ヨリノ尺ヲ用ヒシ國モアリシ
ナルヘシ漢人當時用フル尺ハ何レノ尺ト云フフヲ辨明

ロケレハ王莽ノ制ヲ光武ハ改サリシナリコレモ前漢ノ制度ヲ王莽ノ改サリシノ證ナリ

セスシテ此事イヤハニ聞ユレ氏今ノ人モ常ニ用フル尺
羽倉在満藤貞幹ナトスラ曲尺ヲ何トモ知ラヌカ多キナリ尺度ノコト論セシ
ヲ唐小尺ト誤リシモアルヤヤ八寸ノ尺ニテ云ヒタルコト
アルヲ見テ當時用フル尺ニアラサルニヨリテ是ヲ周尺
ト思ヒシナルヘシ八寸ノ尺ハ却テ漢ノ常用ノ尺ナルコト
周末ノ私尺ニテ真ノ周尺ハ周尺ナレ氏
知ラサリシナリ周末ニハ各國ノ尺定ラサリシニ秦始皇
一統シテ其八寸ノ尺ヲハ止メテ周尺ヲ用ヒシナラン故
史記ノ始皇二十六年ニ一法度衡石丈尺ト云ヘリ一ニス
ト云ヒタルニテコノ時別ニ尺ヲ作ラサリシヲ思フヘシ
漢ハコレニ因リタレハ其尺周尺ト同シ故ニ蔡元定孔尚
仁等モ漢尺ヲ即周尺トセシナリ荀勗カ尺ヲ改正セシ時

證トセシ七品ノ内西京ノ銅望臬銅斛古錢建武銅尺同シ
クテ銅望臬ハ微弱トイヘリ銅斛ト古錢トハ王莽カ時ノ
物銅尺ハ光武ノ時ナレハ同シカルヘシ銅望臬ハ西京ト
アレハ前漢ノ物ナルニ微弱トアレハ前漢ノ尺ヲ王莽カ
時ト略同シクテ王莽カ時ハ前漢ヨリハ微ク訛長セシ確
證トスヘシ此定ニテ古書ノ讀ムニ通セサルコトナシ只丈
夫ト云フ一疑ハシキニ似タレ氏是ハ人ノ長ノタカキ限
ヲ云ヘルニテ周ノ丈ハ曲尺七尺六寸ナリ周人モ常ニ七尺ト云ヒ七尺
ハ曲尺ノ五尺三寸二分少シク大ナル人ト云ハントテハ八尺周ノ八尺ハ曲尺
六尺ノ曲尺ノ八分ト云ヒタリタレハ説文ニ人長八尺故曰丈夫ト

○ナリ是前漢ニテ長尺ヲ用ヒサリシ

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

云ヒシハ漢人八寸ノ尺ヲ周尺トセシ俗説ヨリ出タル説ニテ古義ニハアラサルヘシ其實ハ丈夫ノ丈ハタケ高キ極ヲ云ヒシモノナルヘシ説文ヲ破ルハイカヽナレトモ既ニ周尺八寸ト云フヲ漢人ノ俗説トスル上ハ此言モ從ヒテ破ラスハアルヘカラス然モ人ノ長一丈ナルモノナラン二ハ周漢ノ書ヲ人ノ長ヲ云ヒシニ一丈ト云ヒシハ無キニテ常人ノ長ニ皆七尺八尺ト云ヒテ一丈ト云ヒシニ一丈ト云ヒシハ無キニテ常人ノ長サ一丈ナラヌヲ知ルヘシ

秦天下ヲ一統シテ萬制度ヲ改メタル時ニ必尺ヲモ改ツラン其尺ハ二寸長クヤ有リケン

愚按スルニ秦ニテ尺ノ長サヲ改メタランニハ其趣ヲ云ヘキニ一法度衡石丈尺ト云ヒタレハ六國ノ制度同シカラサリシヲ一ツニシタルニテ度衡ヲ改メ造リシニハアラス

漢ノ世トナリテ秦ノ制ニ因循シタルコモ多ケレハ尺ヲモ其マヽニ用ヒケンモ知ラレス

愚按ニ漢ニテ秦ノ制ヲ受タルコハ實ニサソ有リツラン尺ヲ改メタランニハ史ニ其事ノ有ルヘキニ見エ

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

サルモ其證ナル上時勢モ然アルヘキナリ

王莽政ヲトリテ劉歆等ニオホセテ律度權衡ヲ攷正サシメラルニ云ミ此時劉歆等ヵ定メタル尺ヲモテ

愚按ニ漢書律歷志ニ王莽秉政欲耀名譽徵天下通知鍾律者百餘人使羲和劉歆等典領條奏言之最詳トアレヒ尺度ヲ改シコトハ無シ劉歆カ尺ト云コトハ隋志ニ周尺漢志王莽時劉歆銅斛尺後漢建武銅尺晉泰始十年荀勗律尺為晉前尺祖沖之所傳銅尺皆同トアルヨリ云フコトナリ是ハ晉ノ荀勗カ尺ヲ攷正セシ時七品ヲ得テ證トセシ内ヲコヽニ出シテ其長サ同シキヲ

知ラセタルナリ其七品ノ内五曰銅斛七曰建武銅尺トアルモノ是ナリ（コレモ隋志ニ出）其外ノ寸度ヲモ記シタリソレヲ以テ王莽カ時ノ委シクハ僕カ量考附録ニ出ス）尺ノ長サヲ證セシニテ劉歆カ別ニ尺ヲ作リタルニハアラス劉歆カ尺ヲ作リシト思ハレタルヨリ王莽ハ古ヲ好ミタレハ此時周ノ舊ニ復シタルナラント云フ說ハ出タルナルヘシサレト劉歆別ニ尺ヲ作リサレハ此說ハ立カタシ

注 漢律歷志ニハ云ク古來ヨリノ沿革ハ云ハス愚按古ハ周尺ノ外別ニ尺ハ無カリシナリ六國ノ時

八寸ノ尺出来メリト云ヘル或言トアレハ
ト云ヘリ或言トアレハメトヒサル尺アリ尺周尺八寸
慥ナルフニハアラシ
ヲ廢シテソレヲ用ヒタルニモアラス秦ノ改正ニヨ
リテ本ノ正シキ周尺ニ復シ漢ハコレニ因循シタレ
ハ沿革ハ無シト云ヒテモアルヘシ故ニ漢書ニハ沿
革ノフヲ載セサルナリ是ニテモ秦漢長尺ヲ用ヒサ
リシヲ證スヘシ

注 後漢建武尺ト云フモノ隋志ニ十五等ノ内ノ尺ニ載セ
タレ𠮟コノ尺ノフ續漢志ニ無シ
愚按建武ノ尺ハ荀勗カ得テ古尺ノ證トセシ尺ニテ

建武ノ時尺ヲ改造リシニアラサレハ續漢志ニ載ス
ヘキフニアラス

注 沈彤周官禄田考阮元積古齋鐘鼎款識ニ古尺ノ圖ヲ載
セタリ其銘文ニ周尺漢志劉歆尺後漢建武銅尺晉前尺並
同トアリコノ銘文ニ前漢ノ尺ヲ云ハスコレ周尺ノヽ
ヲ用ヒテ制度ニタカヒ無キ故ニ名目ヲ載セサルニヤ然
ラハ劉歆ノ尺モ後漢ノ銅尺モ云ハテヨキフナリ
愚按コノ秦嬉カ古尺ノ銘ハ全ク隋志ノ文ヲ節略セ
シモノナリ此銘文ニ前漢ノ尺ヲ云ハス又劉歆カ尺
建武ノ尺ヲハ云ハテヨキフナリト疑ハレシハ此銘

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

文荀勗カ故事ナルヲ考ラレサリシ故ナリ劉歆カ銅斛（ト）建武銅尺（ハ）共ニコレニヨリテ晉前尺ヲ造リシ故其名ヲ擧シナリ荀勗カ時前漢ノ尺ヲ得タランニハソレヲモ銘ニ載スヘキニ得サリシ故ニ銘ニ云ハサリシナリ銅望臬モ尺ノ證ナルニコレヲ云ハサリシハ如何ナリシヲニカ詳ナラス

注 前漢ノ時周末八寸ノ尺ヲ用ヒタランニハ必新ニ尺ヲ作リテ嘶（ス）ル民間ニ賜ハラヲハカナハヌ事ナリ六國ヨリ二百年餘リモ八寸ノ尺ヲ用ヒ來タランニハ世中ニ十寸ノ尺ハ稀ナルヘシ

愚按六國ノ時周ノ法度ヲ變亂シタレ氏諸侯カ政シテ制度ヲ異ニシタリト云ヘハ八寸ノ尺ヲ用ヒシ國モアルヘシ舊ニ依リテ十寸ノ尺ヲ用ヒシ國モアリケン又前ニモ云ヘルカ如シ故ニ十尺（寸）ノ周尺ヲ廢スト云ヘルヲナシモシ皆一樣ニ八寸ノ尺ヲ用ヒタランニハ制度ヲ異ニストハ云ヘカラス始皇ノ時モ一法度衡石丈尺トアルニテ各國サマ〳〵ナリシヲ知ルヘシ然ラハ六國トイヘ氏十寸尺ノ絶タルニハ非ス

注 周尺ト云フ名モ周ヨリ連綿シテ一樣ノ尺ナランニハコノ名目アルヘキ理ナシ

愚按六國ノ時八寸尺起リテモ猶此名目ハ無クテ漢

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

代ニ至リテ始テ八寸尺ヲ周尺ト云ヒシナルヘシ漢ノ
俗漢尺ノ真周尺ナルコトヲ知ラテハ真ノ周尺ヲ周尺
寸尺ヲ周尺ト思ヒシコトヨリ上ニ云ヘリ
ト云フハ隋書ニ始テ見エタリ周時銅尺ト云フハ梁
武帝ノ鍾律緯ニ出タリ隋志玉海ニ引リ是ハ十四等ノ尺ニ對シテ此名ヲ設シナリ

光武位ニ即テ後ハ前漢ニ用ヒタル尺ニ因循サレシカ王
莽ノ尺ニヨラレシカ

愚按王莽カ時漢ノ制度ヲ改ムルコト無リシカハ光武
ハ改作スルコトアルヘカラスタトヒ王莽尺ヲ作ラセ
タラン ニハ光武ハ王莽ヲ亡シテ漢祚ヲ再興シタレ
ハ其尺ヲ用フヘキカハ建武銅尺ノコトハ上ニ辨シタリ必前漢ノ制ニ

後世ヨリシナラン。他ノ國ヲ亡シテ其尺ニ沿リ用フルトハ同シカラス然ルニ建武
ノ尺周尺ナト同シケレハ前漢ノ長尺ヲ用ヒサルコト
是亦一ノ證ナリ

注 光武ヨリ章帝マテハ五十年ハカリナレハ光武ノ時銅
尺ヲ實ニ作リタランニハイマタ訛長ハスヘカラス

愚按尺度年ヲ經テ訛長スルコトハ譬ハ十年ニ一分二
十年ニ二分トヤウニオノツカラ平等
ニ訛長スルモノニ非ス或ハ十二十年經テモ訛長セ
又時モアルヘリ僅一二年ノ間ニ訛長スルコトモアル
ヘケレハ五十年ノ間ハ大ニ年ヲ經タリトイフニモ

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

アラサレハ訛長スヘカラス云フ説ハ立難カル(シ)

注 猶前漢ノ尺ヲヤ用ヒラレケン

愚按コヽニ前漢ノ尺ト云ハレシハ彼長尺ナルヘシ

然ル ニ異説ニ従ヒテ建武ノ時ノ尺周尺ト同シケレハ章帝ノ時サル尺ヲ用フヘカラス

注 續漢志ニ云ハヌソアヤシキ

愚按是ハ制度ヲ改メタルニモアラス時ノ尺ノ訛長ヲ正シタルナレハ云ヒタルニモアラサレハ載セサリシナリ尺ノ訛長ヲ正シタルハ此時始ニテ秦ニテ六國ノ弊ヲ改タルトハ同シカラス少シノ訛ヲ正スヿ後世ニ

○用ヒラレシ一證ナリ

云ヒ騒ノ様ニハアラサリシカハ格別ノ典故トモセサリシナルヘシ 従前長尺ヲ用ヒシヲ此時周ノ舊ニ復シタラン云々必史ニ載スヘキニ其事無キモコレマテ長尺ヲ○

注 魏杜夔カ尺モ周尺ニヨル證ハ見エ子トコノ時ノ尺ハヤヽ短カリシナリ

愚按前漢尺ヲ長キモノトセラレシヨリ杜夔カ尺ハ荀勗カハヤヽ短カリシトセラレタレ氏杜夔カ尺ハ荀勗カ尺ヨリハ四分餘長シトヿ云ヒシニ西京銅望臬ハ微勗カ尺ニ比レハ微弱トアレハ前漢ノ尺ヨリ五分弱モ長カリシナルヘシ

又一ツノ攷

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

愚按王莽カ尺ハ秦尺制ニテ高祖以来用ヒメルヲ考定
シタリトハ彼長尺ヲ云フニヤ王莽カ尺ヲ長尺トス
レハ王莽カ銅斛トモ古錢トモ合ハス又王莽カ尺モ
秦ノ制モ漢ノ尺モ曲尺七寸六分トセラレハ僕カ定
メシト同シケレ𪜈周尺ハ漢尺ヨリ二寸短シトセラ
レタラン𪜈ニハ古書ニ云フ所ノ尺度皆合フヘカラス

礼記王制 歩數ノカハルナリト解シテモヨシ

愚按一タヒ田歩ヲ分チタメラン𪜈ニハ後ニソノ歩ノ大
サヲ改メン𪜈ハ為シ難キワサナルヘシ周ノ六尺ト
云フ歩ヲ隋

マテモ傳ヘタリシヲ隋ノ開皇ノ時一尺ニ寸ノ官尺
ヲ以テ地ヲ量リシ故改テ歩ヲ五尺トシタリ古ノ六
尺ハ開皇官尺ニテ度レハ五尺ナル故ナリ今ノ清ニ
至ルマテモ此定メナレハ歩ノ大サノ改カタメキヲ知ル
ヘシ然ラハ歩數ノカハルト云説ハ信シ難シ但皇國ハ
ニシテ帝王ノ御心ニ隨ヒ奉ルト𪜈ニカリニ王制ニ云
風俗ナレハ西土トハ同カラスト云フナル上ニ誤モアリト見ユレハ證ス
ヒシハ漢人ノ俗説ナル(文字ノ)
ルニ足ラス

同鄭注 周末ニ至リテハ寸ヲ一尺トスルヿ更ニ證ナキヿ
也白帋通獨斷ニモ周末ト云ハス説文ニモ周末ノヿナシ
愚按白帋通獨斷ハ暫論セス説文ニハ周末ト云ハサ
レ𪜈凡尺ハ十寸ナル制ニハ寸ヲ尺トセンヿ周初ノ事

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

ニアラサルヘケレハ故ニ段玉裁説文序ヲ引テ證セリ周末トイヘルソ其實ヲ得タルモノナルヘキ

大戴礼 周ノ真尺ハ十寸ニテ晩周ハ八寸ヲ一尺トナス説ヲ立ル時ハ尺ハ必咫ノ誤ナルヘシ

愚按コレハ爰ニ布手知尺ト云フト説文ニ中婦人手長八寸謂之咫周尺也ト云フヲ同シ計リ様トセラレシナルヘシ手長八寸ト云フハ手腕ノ約文ヨリ中指ノ末マテヲ度リタルニテ己カ定ニテハ其長サ六寸。八釐布手知尺ト云フニ己カ定ニテハ其長サ七寸六分布ト云フニ心ツクヘシ咫ハ婦人ノ手ニテ計リタルヲ

○オノレ考ルニ然ラス尺ト云フモ猶十寸ノ尺ナリ

是ハ婦人ト云ハサレハ男子ノ手ヲヒロケテ計リシナルヘシ僕長五尺二寸矮小ニシテ中人ニ至ラサレハ準スルニ足ラス僕カ奴隷ニ長五尺三寸餘ノ者アリ其手ヲ拓カシメテ度ルニ正ニ七寸六分ナリ然レハ説文トコトハ同シカラス

説文巻八 コレニ云フ八寸ハ即周尺ニテノ八寸ナリト云フヲ見セタルナラン云ハアラヌナリ

愚按漢尺ヲ曲尺九寸五分ホトト定タルヨリカリノハ云ヒシナリ僕ハ前漢モ七寸六分弱ト定メタレハ其八寸ハ即周尺八寸ヲ周尺ノ一尺ソト云フ注ニハコレニ周尺也トアルハ漢ノ八寸ヲ周ノ一尺ソト注シタルナリト思フナリ

同段玉裁注 鄭玄ト許慎トハ説異ナルヲ互ニ合ヘルコトモアリト云ハ附會ナリ 説文ノ序ハコトニ由ナキコトナリ

愚按鄭玄カ八寸ノ尺ヲ周末ヨリアリト云ヒシハ六國ノ時各國心ニノ制度ノ時ヨリ起リシトシタリ許慎ハ周ノ末トハ云ハサレハ其説同カラサルヤウナレ𠦂 説文序ニ云ヘハ六國ノ時制度ノ心ニナリシニハ異説ナシ然ラハ許慎モ周末トハイハサレ𠦂周末ニハ制度心ニナレハ八寸ノ尺モ其頃起リシト思モヤレケントテ序文ヲハ引タルナレハ由ナキニハ非ス然レ𠦂人長八尺故曰丈夫ト云ヒタルハ八尺ヲ丈ト云ニヨリテ人長ハ八尺ナレハ丈夫ト云フ

説文巻十 丈夫ノ詞ヲイカニ

愚按人ノ長八尺ナルヨリ丈夫ト云フハ漢人ノ俗説ナリ人ノ長ノ極ヨリ云ヒタルヘキナリ既ニ上ニ云ヘリ人ノ長ヲ實ニ一丈セハ先秦ノ人丈ノ長ヲ云ンニ一丈ト云フヘキヲ七尺又ハ八尺是ハ少シク高キヲ云ヘルナリ ナト云ヒテ一丈ノ身ト云フ無シ 大凡ニ男子トノミ云フ所ニ云ヒテ尺度ヲ云ヒシ所ニハ丈夫ノ言見エサルニテモ説文ニ載セタルハ漢ノ俗説ナルヲ知ルヘシ

ト釋シタルハ許カ意丈夫ト云言ハ八寸尺ノアリシ後ニ始ルトシタリ丈夫ノ言ハ左傳ニアレハ八寸尺ハソノ前ニアリシ説ナルヘシ然レハ鄭ト許トハ其説同シカラス

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

説文序 コノ文ヲ引出テ古ハ十寸ヲ一尺トシ六國ノ時ハ八寸ヲ一尺トシタル證ニハナシ難シ云云ノ異ハ盛周ニ對シテ云フニアラス七國互ニ異ナルニテ盛周ヲ指テ云ニハ非ルナリ

異ハ七國互ニ異ナルニテ盛周ノ制度ヲ守リタレハ別ノ尺固リ然リ盛周ノ時ハ周ノ制度國々各異シカハ古アルヿ無シ七國トナリテハ制度國々各異シカハ古ノヿヽニ十寸ノ尺ヲ用フル國モアルヘク十寸尺ナラサルモアリシナラン八寸ノ尺アリト云フハ此時ニソ出来ツラントテ段氏コノ文ヲ引テ八寸尺ヲ證セシナリ

白虎通獨斷 許ニモ鄭ニモ他ノ古書ニモ合ハス僻説ナリ愚按三代尺ノ妄説ナルヿコヽニモ僻説ト云ハレタレハヤリ荻生氏モ辨シタリ

漢人俗ニハ周尺ト云ヒシ故ソレヨリ夏殷ヲ附會シタルナリ故ニ白虎通モ獨斷モ周尺八寸ニハ異説ナリ白虎通ハ夏殷各二寸ヲ上セ獨斷ハ殷夏各一寸ヲ上セテ其説同シカラス漢人ノカヽル牽強附會ハ常アルヿナリ

考工記 八尺ト定ムルハ漢人ノヿナリ周尺ヨリ二寸長キ尺ニテハ八尺ナレハ周尺ニテ十尺ナリ是丈夫ト云フ詞ニ

○漢尺ハ即周尺ナリト人皆云傳ヘタレトモ實事ナル故ニ（タランニハカヽル妄説ハ出サヽレヨ）

○夏殷ノヿハ

●周尺八寸ナルヿハ俗説ナカラモ實事ナル故ニ二家ニ異ナルヿ無ケレハ夏殷ノヿハ附會シタルモノナレハ各心ニ同シカラサリシナリ

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

合スルナリ

愚按コノ辨漢尺ヲ長キモノトシタルヨリノ論ナリ漢尺ノ長ヤラサルコトハ既ニ辨シタリ僕ハ周漢同シノ曲尺ノ七寸六分ヲ尺トスレハ周漢ノ七尺ハ曲尺ノ五尺三寸二分ニテ今モ中人ノ長サナリ周漢ノ八尺ハ曲尺ノ六尺ニ八分ニテ大人ノ長サナリ考工記ハ軍人ノ長ヲ計リテ定メタル兵車ノ寸度ナレハ尺ト計ンコトナリ常ニ云フハ七尺ト云ヘシ又ハ云ヒ漢人ハ八尺ト云ヘハ其尺度同シカラスト云ヒ先秦ノ書ニハ多ク七尺ト云フ尺難ナカルヘシ先

○大人ノ長サナル

（高キ方ニ就テ）

（ハレシカラ尺）

尺七尺ト云ヒテモ八尺ト云ヒテモ尺度ノ異ナリシ證凡ナシ難シ先秦ニ七尺ト云ヒ漢ニ多ク八尺ト云ヒタルモ是モ其代ノロツキニテ尺度ノ異シトニハアラス是モ且考工記ヲ漢人ナル證トハナシ難シ故コレニヨリテ考工記ヲ漢人ノ作ナルヘシノ疑ヒタレ尺カノ八尺ト計リシハ常人トハ同シカラス稱ニモ斤兩ヲ以テ計ヲヲ云フニ何升何合ト云ハスト云フニ同シ證スヘシモシ漢人古ニサレハ漢人ノ作ナラサルヲ擬シテ量稱ニ周ノ名ヲ用ヒタランニハ度モ周ノ定ニソ從フヘキ然ラハ是ヲ漢尺トスルコヲ得サルナリ

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

孟子 イツレモ長高キヲ云フナリ六國ノ時ハ八寸ノ尺ナラン カラハ九尺四寸ハ中人ノ長ナリ

愚按前ニモ云ヒシ如ク八寸ノ尺ハ六國ノ時起リシト云フニテ六國ノ時皆ミ十寸尺ヲ廢シ八寸尺ヲ用ヒシニハアラス故ニ段玉裁説文序ノ七國制殊文度ヲ異ニセシヲ引テ證セリ按ニ六國ノ時モ齊楚ナトコソアラメ鄒魯ナトニテハ八寸ノ尺ヲ用フヘキニ非スタトヒ用ヒタリ𪜈孟軻古人ノ長ヲ論スルニサル尺ヲ用テ云ンヤ必十寸尺ニテ云ン𪜈疑無シ曲尺ノ七寸六分ヲ一尺トスレハ十尺ハ七尺六寸九尺ハ六丈八尺四分九尺四寸ハ七尺一寸四分四釐ナレハ以長ト云ヘキナリ

史記 コレハ孔子ノ時ノ尺ニテイヘルナリ

愚按僕ハ周漢同シトスレハ此別無シ九尺六寸ハ曲尺ノ七丈二尺九分六釐ナリ是イカニモ長人ト云フヘキナリ

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

寸度

庚寅夏讀裱齋狩谷先生 望之 本朝度量權衡攷偶然成編曰周尺攷就先生而正焉先生作吹毛一卷而見示其言循々然無餘蘊鄭重懇切何至於此其稱吹毛者先生謙詞蓋取諸吹毛求疵之語余不敢當也但謹展之次猶有一二之疑更作寸度一卷又就而正焉古人不云乎寸而度之至丈必差今徒拘泥於字句加以武斷則大旨或差矣猶寸度而丈差因名此編曰寸度岡本保孝識

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

漢の制度改むるに及ぶ
漢志徒
歴より云ふ
り改むるに及ぶ漢志
むるを改めざるを
漢志のごとき和帝
その以前未詳なり
重祚もいふて周の
漢の時至ニ三遍
則ち制をいふ
とあれ
人をのこすこと

世祖ニ人の再興を
をや 唐の山人 隋以来の
清の今人 明の
ニ般周秦の正月
めざるの義なり
ようやく
古制なり
駁雑して一ニ古則
五等たるの
多額純粋の
古制なり
わるるの

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

八すの人をして主ひらる事わ
ることを及て
尚府の書ども
八すの人の説とする
すべき説いられあら
儒ら〻ぬの
六国の親
八すの人の説とする
秦始皇一統して
聖人まて世の初より
周の室
我ら
一〻やいな分てい周循
尺伐山人事いう〻
と云の周人を
お尺とある一のの
利る尺伐仰て
なくらるゝ
始皇為之顔氏家訓
為之といえ
一まとひらる

一法度衡石丈尺とある法の字義いかゝ
尺に訓ありと解をいかゞ
の按ずるものやいかゞ

注 説文を按るにいうまでもなく
大戴禮本命篇に男子者言任天地之道如長萬物之義也
故謂之丈夫丈者長也夫者扶也言長萬物也と云ふれも
も法の時は夫なるの説ふりと云ふり説文を信
説とあるかそもいかゞ
言を按るに事の義を
一にするにて度衡を改めるにあるべし

一の字のごとくいかゞ
史ごとくのあるまじ
法の義を文章の周制を
勢のごとくさるは
法の字を改めて
やうにうかゞ
のごとくいかゞ
劉歆の説の尺を造りたる
荀勗の時七品を得る
莽時劉歆斛尺といふは

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

數云の王制の注よりひろく周人の數の周人ならざるものゝこゝをいふ殷志の周人ならざるものゝこゝをいふ殷志云々もまた殷の時なれども周の名のみ好むと云ひしをもて殷の周人ならざるものゝこゝをいふ殷志の周人ならざるものゝこゝをいふ殷志

王莽の人をたゝんをたゝんをたゝんを

足ハ制尺ヲ改メテ
ハカリモスレ
西京洞室ノ前ニ
周時ノ古器古物ヲ
シ
ハ歳月モ
タクテハヤ
スベテ
東漸ハヤ
王莽ノ銅斛ト
銅斛モ古器ヲ
銭ハノヨウ
周人ハ漢人ヨリ二寸短シトモ
実ノ尺度ヲ今ニツタヘ
王莽ノ人ヲ
ムス実ハ尺ヲヨリ
ヲノヲ

聖の字をよみまちがひ信人ますと八人の二字の誤也
ちとすまじ歟玄菜雅楓園るとの云八すと人と長き間
なれむつまじきも棄りてこそや　玄言のごとなれ今
王制
ふるくに諏訪ていまされもこれいさて宜つ
たく分注宇園そこのまま　けふさるまるのも矧んや
おもわふ見まこわかいとまふこ初女の真霊
めでたりともおもるまし早く福井県の海志多き
ままをわふむふ海しまふこありてあるは
云ふりてあるふや
日鄭注

八すと人ハ周末ちんとの尺解おかうるて周初のまと
きんまるてまるわるてまこのつやまふこと人
名て国別ちよりの字をきんまと妨
するの初妨わり妨のまこの秀そハ八すと尺
秦人の分まて周のはよハ十すまふこと思九
大戴礼
布制度市権衡度長ハ今人の時の人と
いまわとおふ人ちハいそ玄の分注よ分ていふ注文
尺郭中婦人手長ハすと謂之咫周人也とあるとおまい
周の尺ハ即咫也玄云ちてい尺と玄云咫也玄云周

事しこと〻尺を知るとやうこれ法の
大義なれ〻多けれ大義務とい丈夫
のなく随志初てわれ大義とい婦人
婦人なて事と云てすの事は
うんされと婦人といたされ男るゝんと大義を
知るいけふことうはい婦人と云そてまて
云文考八
周人を周の尺八すんそ解とさい短とそ
法そ初たる詞とるゝ尺有短鲁語等長尺而總八寸榎
周般玉裁注
六閒の時制度心なりしこと見解おりる
一歳の多変乱法度と云う言葉
たるなのさと云う言葉
つれる文六閒の比ちハすんと
と許の地ちんと法う地ちん
云文の周末をいて
今注文の言い方ハすん人いそのおう
わり云ふとといたれ丈夫八周易随卦
而孔子の云ふ所まいハすん人いそのおうと

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

[illegible]

說文卷十

いとめもり

說文序

卷八股玉裁注のごとく

白虎通度制

おのれ漢志いまと漢制のごとく即ち秦制の時

もの〻しかも秦法をいたるまで漢制のまゝを漢の

はするものしたがんといたて陳てこゝに引もて明国の学り

八寸を用の事尺をもちひる事白虎通度制

考工記

さて漢志引周髀

算經周漢法草ばいとされた周髀經も

八寸尺用ひ〻ものを解たるんさいふ古書

こゝあるものゝるべし〻付

こゝろべし〻。おのれこの白虎

といふ法草を漢志といふ周ん

うて陳ていてるのこゝり付する句

注をいれぬふいあるねと

考工記

八尺を夜法の尺をといふいとまり雑〻付書を漢人

ものんを思ひてをみな法考工

もてるぬふてあるべし〻府第

記者の初めのいふ府第

わてるこゝまでこの段を要つてきり

一 そのかみ漢人のもちいられし東周尺秦尺
一 つまびらかに今幾何行とあり行の名沿革そのほか
一 倉修志黄金一斤師古四人秦の時半両銭あまたの
一 漢周と制更れ斤名全く漢の時にあらず斤両の沿革も律
一 漢の時にあらず斤両ともにあまたたび改まりたる人斤あ
一 りそのうえ漢とは定まれるいえれどもいまだ
一 一事もあらざるなり

尺考

秦の商鞅の尺を制して王となり天下をおさめしより漢魏晋をへて天下相承用尺の類し已こまかい労文の要なき詞なり

倉修志曰秦の時半両銭あまたの漢周と制更れ斤名全く漢の時にあらず斤両の沿革も律一漢の時にあらず斤両ともにあまたたび改まりたる人斤あ一りそのうえ漢とは定まれるいえれどもいまだ一事もあらざるなり

尺考

秦の商鞅の尺を制して王となり天下をおさめしより漢魏晋をへて天下相承用尺の類し已こまかい労文の要なき詞なり

倫の従りて定むる一商鞅尺といえれどもいまだ一事もあらざるなり

史記

周漢間尺いくばくかの差ありけむ古今を六八寸尺なりとして秦漢の尺を考えるに秦の尺は今の尺より長く漢の尺は今の尺より短し

それ秦人古文をはぶきて書府の二人の長さそのまま漢人古文をもちいたれども秦人のもちいたる尺よりは短かりけむ

さて秦漢の尺は今の尺より長きこと幾何ばかりなるや実況の目睹の

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

誤(あやま)りしなり　按ずるに孔子世家に孔子長九尺六寸とあり
これ恵帝のはるか大なるをもて
一尺の比あけ言ふなり　孔子の長人なるの人称そ
もしくは人のうの長を載せる
なり　孔子の長い周人なるの人称
寸度終

僕度考附録を作りて周人を考へ
況(いはん)や両岡未刊の前と考証を補ふ
僕よりて独(ひとり)さらふ又寸度一冊を
作りて其義の帰するところを弁ず
雖(いへど)も後世の疑ふ所あらん
ことを恐れて聞えもそうなるや
真(まこと)を誤らまてもあり又論をまちて
いうまでもなきもあまたし
事なかるべし

甲寅六月

校訂(こうてい)

漢志律歷志載王莽時制作事
律歷志載王莽時制作事甚詳漢興北平侯張蒼首律歷事考
武帝時樂官考正至元始中王莽秉政欲耀名譽徵天
下通知鍾律者百餘人使羲和劉歆等典領條奏言之
最詳故刪其偽辭取正義著于篇云云是王莽時
鍾律之事通考前後之制而王莽制作又多所改易
故新室一代律度量衡皆與前漢不同歆所述莽制
多前漢之制故王莽時之書往往有漢書所不載
如新室一代之制度則漢書闕焉不載是以別出志之
以補漢書之闕云云漢書所不載而歆所述莽制
多前漢之制者蓋莽之制作多因前漢之舊而歆
之所述亦多因前漢之舊而言之故其制多同
前漢之制故王莽時之書往往有漢書所不載
如新室一代之制度則漢書闕焉不載是以別出志之
以補漢書之闕云云漢書所不載而歆所述莽制
多前漢之制者蓋莽之制作多因前漢之舊而歆
之所述亦多因前漢之舊而言之故其制多同
世改或人之再貝為朋又云二貝為朋
云云或人之說非也
云云或人之說非也
云云或人之說非也

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3

ガラス使用

あつて爵の時よて備りたり荀勗ら人を接定さんと
いふてかゝる儀人をもうけもの
我ら古をあす姑宮外ある周の舊制よ考へつゝやい
公羊よて周備あす人それと参徒接定していす人を出ん
まいゝ
姑宮制を改め事実よりしも天子の
制をい用ひさらゝまもわるまゝ
はも古人と定のをも甘一てゝ前をいふてこゝ田歩を
四はゝうゝうゝうゝは姑宮の古ゝう古人ると姑宮の
ある一ゝ又人参徒接定とて改めそもその古人よ宮めゝ
十すん人なる中よ八すん人を用ひるわゝゝゝふれを止め

ゆきふをあらた八すん人の
ほとあまい八すん人の舊ゝ用ひるまゝをあ
史記の趣を新よ造てあそこよ
制度をあもゝ前代の
ら江ゝるも改ゝゆるまい為之といそんよ新るよ
唐人心清人心衆う起ゝといそそよるまゝや
法度の定ない方ゝすゝき
文よはきゝくいそる而のあり粗く
いゝ心精ゝくいそる而のあるまいて片却よないこと
つゝ治世の事あう言を拘泥ゝるを妄言といそ

もうを事成多少をいうまで
稍重城溝の設めて古る名目を実るを何とそその事と
くまやふいとする
近日世ふる稍量の名称改めつい秦制さいわゆるう
溝ふうめる周循して改ふるうしかる溝ふい云いさうし
なるん
劉歆銅解人とふる劉歆典義して尺を改正を改正
ふるより銅解を作りたるものあるふ
もいう詮るきなり
前漢のち人を接主を時代銅解ふ銅人

わうす晋ふる人い銅解をす度の誤うて作りたる物あれい
隋志ふ劉歆の銅解を云ふ晋ふ誤うたるう
の劉歆ふ劉歆ふ作りたるものあれい銅解ふいて亦劉
歆ふ人とそいふれ劉歆ふ銅解ふいて亦劉歆ふ誤なれといふれ
まを銅解の劉歆の作りたるものとするう
徴諸ふる是ふ云いさるなるう人
けるいふめうり小兵玉律と合符望ふ時代詳なるふ
もの如隋志の尺ふ降ふる秦漢ふ尺を人ふる義をさうしい
皆一尺ふ八寸ふ人を実いさうして律令実法多寡乱法度

王莽の時又小法漢の始めて鑄玉律に準ふ
いふ光武より下ほの物多くは
下雲ふ王莽の時の人まて西京銅望臬を準話とふ人は
前漢の尺より微多きよりくさきものと異
な周人より出すこと長きこと一尺の二厘
ご厘長くして律ふ大差なきまふ周の律とふ製ひ
なるん又西京銅望臬を王莽の時の物ふはわくとう
物のれる王莽の時の銅解古義と重話
る〻ゆゑ小倉望臬こう王莽の物ふ〻
西京銅望臬ふ準弱なりまて王莽の物ふ如

明らかにおかりて物ふ西京銅望臬ふ前漢
物ふ〻前漢ふ物なふ〻
西京ふいふ宮なふ一〻
王莽の時ふ東京ふ移されふ王莽の銅望臬を西京
銅望臬ふいふん宮ふ〻ふいふれまふを王莽の時の
ふを西京ふいふをいまふ宮ふす
銅解ふ古義ふ王莽考定の尺まて海ふいふ十雑ふ
のふ〻
此石の弘まふ王莽ふ定ふ銅人ふすふ
ほのふを考ふをもふいふれふまふて王莽の尺

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

古書の度の合ねのなるみ
古書の度の合ねのなるみ
古書の度の合ねのなるみ

なりかくうるをもいふ書きうるがごとき
しきものや
鄭注八寸と尺に周未なるものの見解也うる
説云ふ八寸のものを称して
夜を警戒したるは八寸の尺ふなりといふも
十寸を尺とするより周初の尺八寸のほぼ尺をいふなりと
大戴禮云 度者所以守尺也八寸
るいふく
僕は先布手とうをたて尺を以て計るを
指ものとうは八寸尺なりんとおもひ

度者の八尺寸の考証改めて時生秀を改めてなるべし
八尺寸の改めて考を見をもうしとものもの 生秀老老の
なるもうしたるものや 此四字ふ流して生を弁ずるこれし
古記ふヤタヤトミを八尺寸と書きてアメ手
尺寸を用ひるふ大戴礼ふ布手知尺とふるされ
しかるに 生日本紀を以て時ふ手をもきて
なるもさふ当時用ふる尺より短きふる 布手知尺とふ
一尺ふ周尺ふ当時用ふる
ふ者ふれふもきはうす アメは手にて計るものなれん
尺といふん ふ当尺とふふ物をまふりて改めて距
のものと書るなるべし 生日本紀ふ中婦人

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

手八寸謂之咫と云字なり如人の手の腕の紬文より中指の末までを云ふなり又布手とも云ふ大指を中指と紙とをなるやうにアメリは大の字なり
よく當るべし是紙なり八咫と改めるまでは中ごろ
のうつりなり
先考は儒者の前輩と雖も大載禮記尺とのみ記文を
咫と云ふ事をまぎれ手の長さとのみ手掌拔
たる度りなれ手式布くとのみ大指と中指とを拡き
さとるまでは云ふ共沒や異義あるやも
を考ふる文寸度の事は婦人なればこそ
知るべきなり

周尺攷辨

記文は八寸謂之咫とあるを中婦人手といふ事を
他の寸度に異なるまでは云ふ共沒や異義あるやも
周尺を周の一尺と解きたるは咫とあるを
詞をるなり

記文は八寸謂之咫とあるを周尺也とあるを
ふいはれなきを此の周尺也とのみ云ふ事の信ぜられ
てた中婦人手八寸謂之咫とあるを式布
たるなり漢ぎ好きを可也とあるを
同段注
も記文の信ぜられると回護したるやうにいふなり

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3
ガラス使用

故ゝはしらんさい5許異ことにして説未嘗不合
也とれおもひていつもかくのごとくふいに
ふいに趣そんやを説さい許説の如なるを知なるべん
その事のり又夫の詞易まわるべきハす人ハ生居
なりとそまをされ説文のごとく夫の名ハす人より出
たりといふ夫の名ハす人の後より出しまわるべき
さる物のを説文の説をは信ずるといふべきの
ものをいたく漢割を記したるいふ即王莽攝
よりまいりてこてく漢書と高祖以来の事と書つゞね
しる書ふ其代の割なを記んとそ志らんそのごとくなり

前漢の事といふとも王莽の影響をのこしてき不満
な一号元始の時人々の隆意をもて影響おふ漢と言ふべき
しかるをもき方つまて王莽の時のものを事なる
為ゝ又漢の表代のく漢志ふいまして周のるふい義をもり
一せのふ一つれを他の志をふ一代の事代いて代られを
待居志とそて漢まうをふ一つそて
殷周ふみる八寸尺ふ周の尺ふ人と物のひとする事ふ帰通ふく
知ふべし
殷周ふ倍法をもちて周ふ八寸漢ふ此寸と思ひなる
為一たゝしける事をもなを漢書ふ記さる

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号　本別9-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号 本別9-3

ガラス使用

一の考ふ閒を守るに八座とをもて命ずるなり八座とは
そもそも長人をもて命ずるなり故に三公を
以て論ずるときの曹吏の長をもて事をうかがふ
歩のもとゞ式あるをもてかゝる訟むるに民皆ゝまことるんことを
ちものゝまゐれといさゝかもあるなし三代之名
たるかゝるわゆえや馬端臨も文獻通考百廿一樂考 隨時變易屢易
而各害於事者度量衡也一定而不易易則害於樂者律
也 [引注] 假如古者度短量小衡輕後世度長量大衡重則
當其或短小或輕之時多取之或長或大或重之時少取之而
斂散同此一器何害於事乎とゝ

[illegible]之日之代月之易〔服色改めるとする制い民の指
差すあるさまれた易を害する一歩制い民の指差
す事なき民皆其一つゝ改之て其の地を改之
ず云ふあるゆえ度量衡する世の改るに随ひ
変ちて各害ありとするは馬端臨の度量衡大なれ
ゝ云ふ小なれい害ありとするは云ふまでもなし
是ハ紙の脱字ゝ多ゝ文字の民を添する術ゝあるゆえ
王は親周をまそ庶ゝ生制を改れゝ民ハ用いさりし
ゝ随ひ変ゝ遂ゝ各ゝ用い重制ゝ大ふるゝ
しゝ古ゝ歴代のゝ事とゝんて制作の初ゝ

[illegible]を志すべし　[illegible]歩を移していちいちそろえそろえ改めさらにすなり

王制に用尺八尺為歩とあるといへども解して八尺となすべからざるなり

八寸の尺をもて八尺を一歩とす　[illegible]

[illegible]なり司馬法に六尺為歩とあるは曲尺六尺八寸為歩なり

八寸尺をもて計るときは曲尺六尺三寸六分なれば

[illegible]

秦制を漢もそのまま用ひられしを漢志もさることなるべからず

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別9
3

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号 本別9-3

ガラス使用

図本乃攷置弁

国立国会図書館　タイトル『周尺攷辨』　請求記号 本別9-3

ガラス使用